

## 6月定例月議会における議案に対する意見募集

### No.4 四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について

四日市市クリーンセンターへの不適切な廃棄物の搬入を防止し、市民の利用実態にあわせた適正な料金体系とするため、一般廃棄物の処理手数料に関する規定を整備しようとするものです。

今回の条例の一部改正に対するご意見を募集します。

#### 1 改正の背景

市民の家庭から出る廃棄物を、当該市民が自己で四日市市クリーンセンターに搬入する場合は、一回の搬入が350kg以下の場合、手数料は0円としており、同規模自治体や周辺自治体などと比較すると、手数料を0円とする家庭系廃棄物の量を大きく設定している。

このことについては、市民が廃棄物を搬入しやすくなるなど、サービスの向上に資する一方で、市民搬入のほとんどが150kg未満であるとともに、市外からの搬入や産業廃棄物を含む事業系廃棄物が不当に持ち込まれている可能性が否定できないところである。

このような点を踏まえて、市民の利用実態にあわせ、クリーンセンターへの不適切な廃棄物の搬入を防止し、安全かつ安定した廃棄物処理を継続するため適正な料金体系とするため、所要の改正を行おうとするものである。

#### 2 改正の内容

家庭系廃棄物の処理手数料等を次のとおり改める。

	改正前	改正後
基本料金	<u>350kg</u> 以下のとき0円 <u>350kg</u> を超えるとき1,670円	<u>1日の搬入量が150kg</u> 以下のとき0円 <u>1日の搬入量が150kg</u> を超えるとき1,670円
従量料金	<u>450kg</u> 以下のとき0円 <u>450kg</u> を超える10kg(10kg未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる)当たり167円	<u>1日の搬入量が250kg</u> 以下のとき0円 <u>1日の搬入量が250kg</u> を超える10kg(10kg未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる)当たり167円

#### 3 施行期日

令和5年1月1日